

西予市 地域ささえあい センターだより



西予市社会福祉協議会



平成30年7月豪雨災害に伴う

「住まいの再建に関する融資説明会(住宅金融支援機構)」

被災した住宅の再建に関する融資について、住宅金融支援機構の担当者から詳しく説明いたします。

個別相談の受付も予定しておりますので、住宅の新築、または補修を検討されている方は、ぜひご出席ください。



と き：令和元年 12月7日(土) 午後1時00分～

と ころ：西予市野城総合福祉協会「野城ふれあい館 2階ホール」

主 催：西予市

お問い合わせ先：西予市 福祉課

西予市野村支所 復興支援室

電話(0894)62-6428

電話(0894)72-0843



愛媛弁護士会

災害無料電話相談

平成30年7月豪雨の被災者の
方を対象に弁護士が無料で
相談に応じます



令和2年**3月31日**まで期間延長!

専用フリーダイヤル

 **0120-585-855**

受付時間 月・金(祝日除く) 12時から14時まで

※ただし、令和元年12月30日(月)、令和2年1月3日(金)、2月7日(金)は、実施しません。

健康コラム vol.4「高血圧予防」

冬の高血圧に要注意

冬は寒さの影響で血圧が大きく変動する季節です。朝、目覚めて布団から出たときや、暖房が効いている室内から外へ出たときなど、急な寒さを感じると血圧が急上昇します。

日頃から血圧が高い人は、狭心症の発作や心筋梗塞など、思わぬ事態につながることもあるので注意が必要です。また、血圧が正常な人も高血圧予防のために健康的な生活を心がけましょう。

職員紹介



生活支援相談員 **柴田 翔**

10月から生活支援相談員としてお世話になっております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

お問い合わせ

■ 西予市地域ささえあいセンター(西予市社会福祉協議会 本所) 〒797-1212 西予市野村町野村12-15
TEL:0894-72-2306 / 090-7579-8579 FAX:0894-72-0024

■ 西予市地域ささえあいセンター宇和サテライト(西予市社会福祉協議会 宇和支所) 〒797-0015 西予市宇和町卯之町4-746
TEL:0894-62-3770 / 090-7579-8593 FAX:0894-69-1363

自然災害で被災した住宅を復旧するための住宅ローン

災害復興住宅融資

住宅が「全壊」、「大規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための融資です。(補修の場合は、住宅に一部被害が生じた旨の「り災証明書」を交付されている方も対象になります。)

災害復興住宅融資の概要

■ 融資金利【令和元年11月1日現在】

◆ 建設・購入の場合	基本融資額	年 0.36%
	特例加算額	年 1.26%
◆ 補修の場合		年 0.36%

※お申込み時の金利が適用される「全期間固定金利型」です。

※金利の詳細及び最新金利は、お客様コールセンター又は住宅金融支援機構ホームページでご確認ください。

■ 融資限度額

◆ 建設の場合 基本融資額（建設資金）**1,680万円** + 特例加算額 **520万円**
※土地取得資金を融資できる場合があります。

◆ 補修の場合 **740万円**（引方移転または整地を伴う場合は、**+450万円**）
※各所要額（建設費・補修費等）が上記の金額よりも低い場合は、各所要額が限度となります。（10万円以上1万円単位）

満60歳以上

災害復興住宅融資

高齢者向け返済特例

■ 融資金利【令和元年11月1日現在】 年 1.84% ※全期間固定金利型

■ 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例)の特徴

- ◆ 毎月のお支払は利息のみで、通常の災害復興住宅融資(元利均等返済又は元金均等返済)と比べて月々の負担を低く抑えられます。
- ◆ 借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等の方法により、一括してご返済いただきます。(注1・2)
なお、機構は、融資住宅及び土地の売却代金等によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。
(注1) 申込人がご存命中に元金の全部又は一部を繰り上げて返済することもできます。(一部を繰り上げて返済する場合は、元金 100 万円以上であることが必要です。)
(注2) 上記の方法によらず融資住宅等を相続人の方に残したい場合は、通常の災害復興住宅融資(元利均等返済等)で親子リレー返済又は親孝行ローンのご利用をご検討ください。
- ◆ 申込人がご存命中に元金の全部を繰り上げて返済し完済された場合又は申込人全員が亡くなられたときに相続人の方が手元金等で完済された場合は、融資住宅等を売却する必要はありません。

ご利用いただくためには・・・

- 地方公共団体が発行した「り災証明書」の提出等の条件があります。
- 申込受付期間は被災日から2年間(令和2年7月5日まで)となっております。
- 融資制度の詳細は、お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）にお問い合わせいただくか、住宅金融支援機構ホームページ（www.jhf.go.jp）でご確認ください。
- 災害復興住宅融資に関する相談窓口・申込関係書類の請求先、住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資に関しては、住宅金融支援機構（お客様コールセンター）でご相談を承ります。

住宅金融支援機構お客さまコールセンター(災害専用ダイヤル):0120-086-353

- ご利用いただけない場合（国際電話等）は、次の番号におかけください。TEL：048-615-0420(有料)
- 営業時間：9時00分～17時00分（祝日、年末年始を除き、土日も営業）